

平成31年3月14日

お客さま各位

中日本高速道路株式会社

平成31年4月1日からの大口・多頻度割引の割引率について

平素より、ETCコーポレートカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、平成31年4月1日からの大口・多頻度割引について、下記のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

記

1. 車両単位割引率（高速国道・一般有料道路ともに）

自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%（20%）
1万円を超え、3万円までの部分	20%（30%）
3万円を超える部分	30%（40%）

※（ ）内は、ETC2.0を使用する事業用車両（注）に限り適用される割引率です。（平成32年（2020年）3月末まで）

（注）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第13号について事業用と区別、又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0搭載車両。

なお、その他のETC2.0搭載車両（ETC2.0を使用する事業用車両以外のETC2.0搭載車両）に適用していた経過措置は、平成31年3月末をもちまして終了いたします。

以上